

誓約書

私は、名張市緊急通報システム事業（以下「事業」といいます。）を利用するに当たり次に掲げる事項その他名張市緊急通報システム事業実施要綱（令和3年名張市告示第1号。以下「要綱」といいます。）に定める事項に同意し、及び遵守することを誓約します。

- （1）要綱に定める通報装置による緊急時の通報を行った場合において、安否状況の確認等のため、事業者（名張市から委託を受けて事業を行う者をいいます。以下同じ。）が確保する出動員、地域協力員、民生委員又は名張市の職員が私の住居に入る際に、ドア等を破損したときは、その修復等に係る費用は、私が負担すること。
- （2）2以上の月にわたって、入院、旅行、住居以外の場所での一時居住等をするにより、一時的に緊急通報システムを要しなくなった際は、速やかに、名張市に連絡すること。
- （3）緊急通報システム利用に当たり、要綱第7条第1項、第3項又は第9項に規定する利用料（市町村民税非課税世帯員でない場合に限り、月額1,000円）の決定及び徴収、同条第5項（同条第11項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による利用料の返還並びに第6条の規定による承認の取消し及び利用の解除のため、名張市長が、私の世帯について住民票及び戸籍に記載されている情報並びに課税情報を利用し、又は調査するほか、当該利用料の支払状況、通報装置の使用及び維持管理の状況その他事業の実施に関することについて、事業者から報告を受けるものであること。
- （4）緊急時に備え、事業の実施のために、名張市長が、事業の実施に関わる事業者、地域協力員、民生委員、名張市消防本部、名張警察署その他関係機関に対して、申請書に記載した私の個人情報を提供すること。
- （5）地域協力員の変更又は地域協力員の電話番号若しくは住所の変更がある場合は、遅滞なく、名張市に報告すること。
- （6）偽りその他不正の行為により承認を受けたことが判明したときは、承認日に遡って承認を取り消されるとともに名張市が負担した緊急通報システム利用に係る費用を返還するほか、要綱第6条第2項又は第3項の規定により名張市長が利用を解除したときは、これに応じること。

年 月 日

誓約者（申請者）住 所

氏 名

印

名張市長

宛て

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。